

令和元年（平成31年）第5回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 元年 5月22日（水）
午前 9時00分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 議 題

(1) 教育長報告

(2) 前回議事録の承認について

(3) 議決事項

議案第1号 八街市就学区域審議会委員の委嘱について

議案第2号 八街市図書館協議会委員の任命について

議案第3号 八街市学校開放運営協議会委員の委嘱について

議案第4号 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第5号 八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第7号 八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第8号 八街市営運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 報告事項

第1号報告 学校評議員の委嘱について

第4 その他

(1) 各課等からの伝達事項

八街市教育委員会議事録

令和元年（平成31年）第5回定例会

期 日 令和元年5月22日（水）

開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時49分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	大 西 昭 子
	委 員	本 田 純 子

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教育総務課長	川 名 弘 晃
	学校教育課長	西 貝 喜 彦
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	市 川 明 男
	図書館長	中 澤 ゆかり
	学校給食センター所長	酒 和 裕 一
	教育総務課副主幹（事務局）	森 政 幸

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和元年（平成31年）第5回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に大西委員と本田委員を指定します。

3. 議題

（1）教育長報告

○教育次長

4月25日から5月22日までの教育長が出席した主な行事についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

4月25日、八街市議会臨時会に出席しました。教育委員会では、「八街市立小学校空調設備設置に伴う機械設備工事及び電気設備工事の請負契約の締結について」の2件の議案が提出され、可決されました。

同日、ホテルウェルコ成田で開催された印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会に出席しました。委員の皆様のお出席お疲れ様でした。

4月26日、スポーツプラザにて行われた第1回八街市スポーツ推進審議会に出席し、委員へ委嘱書交付を行いました。

5月8日、第1回教科用図書印旛採択地区協議会に出席しました。同協議会の委員であります山田委員も出席されました。

5月10日、八街中学校にて、八街市PTA連絡協議会定期総会に出席しました。

5月13日、5月11日から5月20日までの春の交通安全運動実施期間中、八街市役所にて行われた春の交通安全運動出動式に出席しました。

5月15日、中央公民館にて行われた第1回八街市公民館運営審議会及び第1回八街市社会教育委員会議に出席し、各委員へ委嘱書交付を行いました。

5月19日、中央公民館にて、第24回八街市民音楽祭に出席しました。委員の皆様のお出席ありがとうございました。

同日、スポーツプラザにて、小出義雄杯八街落花生マラソン大会実行委員会に出席しました。

5月19日、茂原市民会館にて開催された千葉県市町村教育委員会連絡協議

会定期総会に出席しました。委員の皆様のお出席お疲れ様でした。

その他は紙面にて報告に代えさせていただきます。以上です。

(2) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

4月24日に開催しました第4回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(3) 議決事項

○教育長

・議案第1号 八街市就学区域審議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第1号についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

この委嘱は、八街市就学区域審議会設置条例第2条の規定により、八街市立小学校及び中学校の就学区域の適正化を図るため、審議会を設置し、同条例第5条の規定により委員の委嘱をするもので、委員の任期は2年です。

委員は、地区の代表者、市立小学校及び中学校の校長、市立学校PTA会長、学識経験者の中から15名以内とすることから、11名を委嘱しております。

今回は、八街市PTA連絡協議会会長が替わったため、後任の会長を委嘱するものです。

任期は、前任者の残任期とすることから、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

・議案第2号 八街市図書館協議会委員の任命についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○図書館長

議案第2号についてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

図書館協議会委員については、図書館法並びに八街市立図書館設置条例第5条に基づき任命するもので、任期は2年とし、再任を妨げないとなっており、平成31年3月31日をもって任期が満了したことに伴い、名簿のとおり8人の委員を任命するものです。

なお、名簿番号、1番、2番、4番の方は、今回新たに任命する方で、それ以外の方は再任となります。

任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

・議案第3号 八街市学校開放運営協議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第3号についてご説明いたします。資料の4ページをご覧ください。

学校開放運営協議会委員については、平成31年3月31日で任期が満了したことに伴い、新たに委嘱しようとするものです。

なお、八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第3条第2項の規定により、定数は10人以内となっております。

今回委嘱しようとする方々につきましては、名簿に記載された10人です。

1番及び2番は学校関係、3番はスポーツ推進委員会、4番はPTA連絡協議

会、5番及び6番は市体育協会、7番及び8番は市スポーツ少年団、9番はママさんバレーボール連盟、10番はインディアカ連盟からそれぞれ推薦をいただいた方で、全員が適任と認められます。

任期は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間です。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定いたしました。

・議案第4号 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第4号についてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

八街市学校給食センター設置条例第5条の規定により委嘱する学校給食センター運営委員会委員については、平成31年3月31日で任期が満了したことに伴い、新たに委嘱しようとするものです。

委員の定数は、10人以内で、学校長、PTA会長、学識経験者、八街市総務部長のうちから委嘱することになっており、名簿のとおり8名を委嘱しようとするものです。

任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第4号について、

可決することに決定いたしました。

・議案第5号 八街市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○中央公民館長

議案第5号についてご説明いたします。資料の6ページをご覧ください。

八街市公民館の設置及び管理に関する条例に規定する公民館運営審議会委員については、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱しており、条例第6条第1項中、委員の定数は15人と定めておりますが、委嘱時にこれらの委嘱基準を満たす定数の委員を選任することが困難となる場合も考慮して、委嘱定数を「15人」から「15人以内」に改正するものです。

附則として、施行日は、公布の日からになります。

なお、別添資料として「公民館設置管理条例新旧対照表」を添付しておりますので、ご覧ください。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第5号について、可決することに決定いたしました。

・議案第6号 八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○中央公民館長

議案第6号についてご説明いたします。資料の7ページをご覧ください。

八街市教育委員会申請書等に係る押印の省略に関する規則が、平成31年4月1日に施行されたことによる改正と併せて、申請書等の様式についても、現状の使用実態に合った名称及び表記に改めるものです。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものです。

なお、5月15日に開催した公民館運営審議会において審議済みです。

また、別添資料として「公民館管理運営規則新旧様式」を添付しておりますので、ご覧ください。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第6号について、可決することに決定いたしました。

・議案第7号 八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○中央公民館長

議案第7号についてご説明いたします。資料の8ページをご覧ください。

現在の公民館使用料について、本年10月1日の消費税法の改正により、税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、2%分を使用料に転嫁するものです。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するもので、経過措置として、施行日以降になされた公民館使用の許可に係る使用料について適用するものであり、同日前になされた公民館の使用の許可に係る使用料については、改正前の使用料となります。

なお、こちらも公民館運営審議会において審議済みです。

別添資料として、「公民館使用料徴収条例新旧対照表」を添付しておりますので、ご覧ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第7号について、可決することに決定いたしました。

・議案第8号 八街市営運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議案第8号について説明いたします。資料の9ページ及び別添資料の「市営運動場の設置及び管理に関する条例新旧対照表」をご覧ください。

この条例についても、消費税法の改正により、税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、資料のとおり、中央グラウンド、北部グラウンド、東部グラウンド、南部グラウンド、西部グラウンド、榎戸サッカー場の基本施設使用料及び、付帯設備として、中央グラウンドの夜間照明、放送施設、電光掲示板、南部グラウンドの夜間照明の使用料について、消費税引き上げ相当額分を増額した額にそれぞれ改正しようとするものです。

なお、この条例は、本年10月1日から施行するものです。

また、4月26日に開催したスポーツ推進審議会において審議済みです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第8号について、可決することに決定いたしました。

・議案第9号 八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第9号についてご説明いたします。資料の10ページ、11ページ及び別添資料の「スポーツプラザの設置及び管理に関する条例新旧対照表」をご覧ください。

この条例についても、消費税法の一部改正によるもので、資料のとおり、体育館の施設・設備使用料及び、テニスコートの施設・設備使用料について、消

費税引き上げ相当額分を増額した額にそれぞれ改正しようとするものです。

なお、この条例は、本年10月1日から施行するものです。

また、4月26日に開催したスポーツ推進審議会において審議済みです。
ご審議の程よろしく申し上げます。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

○委員

市営運動場とスポーツプラザには、公民館のような「使用料徴収条例」は設けてないのですか。例えば、公民館使用料徴収条例の第2条には、「公民館の使用料は、別表により算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」とありますが、そのようなことは、条文化されてないのですか。

○スポーツ振興課長

まず、条例の作成方法に違いがありまして、公民館に関しては、使用料徴収条例が独立しており、市営運動場とスポーツプラザは「設置及び管理に関する条例」に中で、使用料を別表で定めてあります。

端数処理についてですが、公民館の場合、使用料を徴収する際に、半額徴収のケースが多く、その際1円単位の端数が生じるため、あらかじめ条文中で規定を設けてあります。

市営運動場に関しては、金額が1円単位になることがない料金設定になっているため、規定がありません。

スポーツプラザに関しては、部分使用の場合、1円単位になりますので、別表の中に「10円未満切り捨て」の規定を設けてあります。

なお、地方公共団体の使用料に関しては、消費税を課税しているわけではなく、消費税率を勘案して、その相当額を転嫁することになりますので、料金の設定段階での端数処理については、特段定めはありません。

○教育長

他に質問等がありますか。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第9号について、可決することに決定いたしました。

(4) 報告事項

- ・第1号報告 学校評議員の委嘱について、事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

学校評議員の委嘱についてご説明いたします。12ページから14ページをご覧ください。

今年度の学校評議員を名簿に掲載した方々に委嘱するものです。

なお、この委嘱は、学校教育法施行規則第49条ならびに八街市小学校及び中学校管理規則第10条によるもので、各校の校長が推薦し、教育委員会が委嘱するものです。

任期は1年で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までです。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、本日の議題については終了といたします。

4. その他

(1) 各課等からの伝達事項

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

(別紙)

教育長報告

平成31年4月25日～令和元年5月22日

日付	曜日	時間	場所	内容
4/25	木	10:00	八街市議会議場	八街市議会臨時会
〃	〃	15:30	ホテルウェルコ成田	印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会
4/26	金	14:00	スポーツプラザ	第1回八街市スポーツ推進審議会
4/28	日	9:30	スポーツプラザ	八街バウンドテニス親善交流大会
〃	〃	12:00	中央公民館	橘の会舞踊発表会
5/7	火	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃	10:00	中央公民館	家庭教育学級開級式
5/8	水	10:00	成田市役所	第1回教科用図書印旛採択地区協議会
5/10	金	15:30	八街中学校	八街市PTA連絡協議会定期総会
5/13	月	6:50	八街市役所	春の交通安全運動出発式
〃	〃	9:30	教育長室	準要保護認定判定会
〃	〃	16:00	教育長室	八街市小中学校長会ヒアリング
5/14	火	10:00	八街東小学校	JA青年部「花や やさい を育てよう」出席
〃	〃	13:00	八街中学校	第2回八街市小中学校長研修会
5/15	水	9:10	教育長室	学校目標申告・教育長・校長面接
〃	〃	13:30	中央公民館	第1回八街市公民館運営審議会
〃	〃	15:00	〃	第1回八街市社会教育委員会議
5/16	木	9:10	教育長室	学校目標申告・教育長・校長面接
〃	〃	13:30	大会議室	八街市学校保健会総会
5/17	金	9:30	朝陽幼稚園	すいかPR試食会
5/19	日	11:20	中央公民館	第24回八街市民音楽祭
〃	〃	15:00	スポーツプラザ	小出義雄杯八街落花生マラソン大会実行委員会
5/21	火	13:30	茂原市民会館	千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会
5/22	水	8:30	教育長室	教科書関係協議